

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器冷却海水系ポンプ（D）軸受給油口の蓋より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋床ドレンサンプ検塩装置に指示値不良（ヒゲ状に指示変化）が認められたため、当該装置を点検・調整	D	
3	2号機	発電機固定子冷却水導電率記録計のチャートに印字不良が認められたため、当該機器を点検・修理	D	
4	4号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（クラス1供用期間中検査）の記録確認において、成績書の検査体制図に検査担当者の記載漏れが認められたため、誤記訂正	C	
5	4号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系送風機のバイパスダクト入口ダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
6	5号機	サービス建屋からタービン建屋に至る連絡通路扉のストッパに破損が認められたため、当該ストッパを点検・修理	対象外	
7	5号機	復水脱塩装置用屋外硫酸タンク脱湿器の乾燥剤（シリカゲル）に湿分吸収に伴う変色が認められたため、当該シリカゲルを交換	対象外	
8	5号機	復水器スプレー調整弁上流側及び下流側配管のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	廃棄物処理系高電導度ドレンサンプポンプ（C）の軸受水受け皿に廃液の漏洩した痕跡が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
10	6号機	循環水系逆洗弁ピットサンプ（B）北側の排水溝の蓋（グレーチング）に腐食が認められたため、当該グレーチングを取替	D	
11	6号機	原子炉格納容器圧力抑制プールベント弁駆動用空気ポンベの圧力調整弁接続継手部より、エアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	所内用空気系空気圧縮機（A）の第二段圧力計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉施設への連絡通路扉が扉枠の変形により、閉まらないため、当該扉を点検・修理	D	
14	集中環境施設	廃液濃縮系循環水ポンプ（B）の停止操作時に地絡を示す警報が発生したため、当該ポンプ制御回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで